

工事实績情報システム（コリンズ）

コリンズの概要	<p>平成5年12月21日の中央建設業審議会により、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議がまとめられた。この建議の中で、各発注機関が共同で利用でき、建設会社の技術力を公正に評価する工事实績情報のデータベースの必要性が述べられた。</p> <p>そこで、旧建設省の要請を受け、広く建設情報を手がけている（財）日本建設情報総合センター（JACIC：ジャシック）が公益法人という立場で、工事・業務実績情報のデータベースを構築し、各発注機関へ情報提供を行うことになった。</p> <p>このうち工事に係るデータベースを「CORINS（コリンズ：工事实績情報システム）」という。</p> <p>平成14年10月には、コリンズへの登録範囲は請負金額500万円以上に拡大された。</p>
---------	---

登録一覧表（コリンズ）

〔受注企業〕	〔工事請負金額（税込）〕	〔必要となる登録〕	〔出典先、備考〕
建設会社 （建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む建設会社）	500万円以上 工事 公共工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、舗装工事など）	<ul style="list-style-type: none"> ・受注登録 ・変更登録 ・完成登録 ・訂正登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・市契約書特記仕様書第16条 ・県共通仕様書第1編1-1-5

登録申請時期

（出典先：愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-5）

受注時	契約後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請
変更時	変更があった日から土・日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請
完成時	工事完成後（完成検査後）、土・日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請
訂正時	適宜登録申請

・ 請負金額が500万円未満から契約変更により500万円以上になった場合は、変更後の情報で受注登録（工事を受注したときに行う登録）をすること。

・ 当初請負金額が500万円以上で、変更契約により500万円未満となる工事についても、変更時、完成時とも登録を行うこと。

・ 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、変更時と完成時の間が10日間（土・日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略することができる。

<p>工事实績データ作成、登録フロー</p>	<p>① 受注者が実績データを作成し、「登録のための確認のお願い」により、監督員の確認を受け、署名、押印を受ける。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 受注者が登録機関へ登録申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届く</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 受注者は、その写しを監督員へ提出</p>
<p>業者選定段階において、コリンズを活用した一例</p>	<p>① 競争入札へ参加する業者が工事を実施できる能力を持っているかどうか評価する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② コリンズは各公共機関が実施した工事の実績に関する情報を集め、発注機関に提供するシステムである。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ コリンズへ登録された莫大なデータより、入札工事の特性を考慮して条件設定を行い、検索する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 条件に適合した業者を把握する。</p>
<p>コリンズの主な登録データ</p>	<p>① 契約データ（発注機関名、請負者名、工事名、請負金額、契約工期など）</p> <p>② 工事データ（工種、工法、施工箇所、工事概要など）</p> <p>③ 技術者データ（現場代理人、主任技術者など）</p> <p>④ 技術データ（工種に応じた施工内容の実績データなど）</p>